

別表（第2条関係）

規程第3条第1号関係	局所管業務に係る技術的事項の統括に関する事務を所管する理事（以下「理事」という。）、総務部長、工務部長、水道センター統括担当部長、浄水統括担当部長、総務部管財課長、工務部計画課長、同部工務課長、同部技術監理担当課長、同部施設課長、同部配水課長、東部水道センター所長、東部水道センター維持担当課長、西部水道センター所長、西部水道センター維持担当課長、南部水道センター所長、南部水道センター維持担当課長、北部水道センター所長、北部水道センター維持担当課長、工務部柴島浄水場長、同部庭窪浄水場長、同部豊野浄水場長、同部施設保全センター所長
同条第2号関係	理事、工務部長、浄水統括担当部長、工務部工務課長、同部施設課長、同部水質試験所長
同条第3号関係	理事、工務部長、水道センター統括担当部長、工務部給水課長、東部水道センター所長、西部水道センター所長、南部水道センター所長、北部水道センター所長
同条第4号関係	理事、浄水統括担当部長、工務部水質試験所長
同条第5号関係	理事、総務部長、浄水統括担当部長、総務部研修・厚生担当課長、工務部柴島浄水場長、同部庭窪浄水場長、同部豊野浄水場長
同条第6号関係	理事、浄水統括担当部長、工務部柴島浄水場長、同部庭窪浄水場長、同部豊野浄水場長
同条第7号関係	理事、水道センター統括担当部長、浄水統括担当部長、東部水道センター所長、東部水道センター維持担当課長、西部水道センター所長、西部水道センター維持担当課長、南部水道センター所長、北部水道センター所長、工務部柴島浄水場長、同部庭窪浄水場長、同部豊野浄水場長
同条第8号関係	特に指定しない。
同条第9号関係	特に指定しない。